

吸収分割契約に関する事後開示書面



2020年10月1日

クワザワホールディングス株式会社

株式会社クワザワ

2020年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面

札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワホールディングス株式会社
代表取締役社長 桑澤 嘉英



札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワ
代表取締役社長 桑澤 嘉英



4. 吸収分割により承継した重要な権利義務
クワザワは、効力発生日である2020年10月1日をもって、クワザワホールディングスの建設資材卸売事業・建設工事業・太陽光発電事業に関する権利義務一切を承継いたしました。
5. 吸収分割による変更登記をした日
2020年10月1日
6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以上

(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社施行規則第189条に基づく書面)

(承継会社/会社法第801条第2項及び会社施行規則第201条に基づく書面)

クワザワホールディングス株式会社(以下「クワザワホールディングス」という。)及び株式会社クワザワ(以下「クワザワ」という。)は、2020年5月27日付吸収分割契約書に基づき、クワザワホールディングスを吸収分割会社、クワザワを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本件分割」という)を実施いたしました。よって、ここに本件分割に係る事後開示をいたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日
2020年10月1日
2. 吸収分割会社における第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)
クワザワホールディングスについて、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第787条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)
クワザワホールディングスは、会社法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第789条の規定による手続の経過(債権者の保護)
クワザワホールディングスは、同社からクワザワに承継される債務について重畳的債務引き受けを行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはなかったため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第797条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)
クワザワの株主は、クワザワホールディングスだけであり、同社を唯一の株主とする株主総会決議に基づく吸収分割ですので、会社法第797条第1項に基づく反対株主の株式買取請求はありません。
 - (2) 会社法第799条の規定による手続の経過(債権者の保護)
クワザワは、会社法第799条第2項に従い、2020年7月30日付の官報により、クワザワの債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告及び個別催告を行いました。異議申述期限である2020年8月31日までに異議を述べた債権者はありませんでした。